

「上限価格方式の運用に関する研究会」開催要綱

1 背景及び目的

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の加入電話等に係る料金については、平成12年10月1日以降、料金規制として上限価格（プライスカップ）方式が運用されている。

上限価格を示す基準料金指数の設定に当たっては、3年ごとに合理的な将来原価の予測に基づく生産性向上見込率（X値）を算定することとされている。現行のX値は令和6年9月末まで適用される予定であるが、令和6年1月にNTT東日本・西日本のIP網へのマイグレーションによる料金体系の変更が予定されているため、同月以降に適用される基準料金指数及びX値の扱い等について検討を行う必要がある。

本研究会は、IP網へのマイグレーションに係る対応を含む、今後のプライスカップ規制の在り方について検討及び整理を行うものである。

2 名称

本研究会は、「上限価格方式の運用に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 検討事項

- (1) IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更に係る対応
- (2) 今後のX値算定の在り方
- (3) 次期X値算定
- (4) その他

4 構成

- (1) 研究会は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部長の研究会とする。
- (2) 研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 座長は研究会構成員の互選により定め、座長代理は、研究会構成員の中から座長が指名する。
- (4) オブザーバーとして、NTT東日本・西日本の参画を得る。

5 運営

- (1) 研究会は、座長が招集し、主宰する。
- (2) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代行する。
- (3) 研究会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者から意見を徴することができる。
- (4) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (5) 本研究会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (6) その他、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

6 庶務

研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課が行う。

「上限価格方式の運用に関する研究会」

(敬称略・五十音順)

【構成員】

いとう なりやす
伊藤 成康

(武蔵大学経済学部教授)

せきぐち ひろまさ
関口 博正

(神奈川大学経営学部教授)

つじ まさつぐ
辻 正次

(神戸国際大学学長)

ながた みき
長田 三紀

(情報通信消費者ネットワーク)

なかむら あきひろ
中村 彰宏

(中央大学経済学部教授)

やまうち ひろたか
山内 弘隆

(武蔵野大学経営学部特任教授)

【オブザーバー】

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社